

泉南市災害廃棄物処理計画(概要版)

第1章 総論 (本編P1~4)

○背景

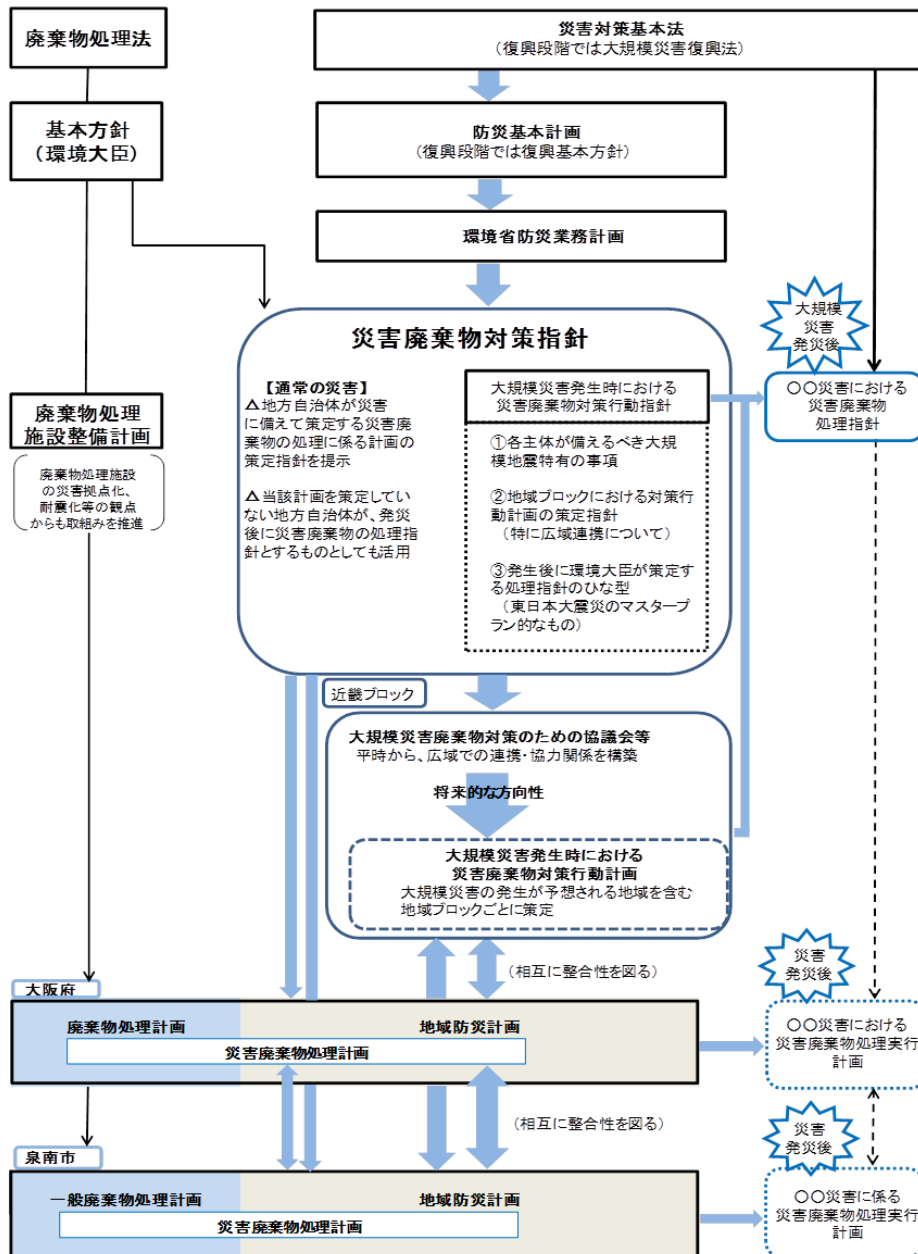
今後発生が予想される大規模災害(南海トラフ、大雨、台風)により、大量の災害廃棄物が短期間で発生し、平常どおりの収集・処理を行うことが困難になることから、事前に十分な準備と対策を検討しておく必要がある。

○目的

災害想定を行い課題抽出し、「事前準備」「平時の備え」「初動対応」に重点を置き、被害状況等の情報収集を行ったうえで、本計画に基づき「災害廃棄物処理実行計画」を作成するとともに、市が行うべき基本的な考え方について示す。

○本計画の位置付け

「災害廃棄物対策指針」(国)、「大阪府災害廃棄物処理計画」(府)、「泉南市防災計画」(市)との整合を図り、災害廃棄物処理に係る基本的な計画として位置付ける。

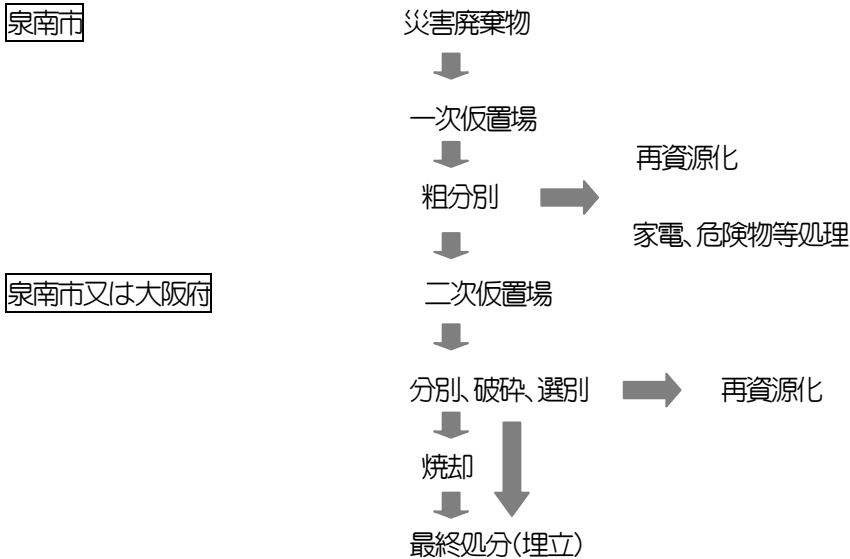


第2章 基本的事項 (本編P5~13)

○基本方針

- 1. 公衆衛生の確保
- 2. 迅速かつ円滑な対応
- 3. 計画的・効率的な対応
- 4. 環境に配慮した処理
- 5. リサイクルの推進
- 6. 安全作業の確保

○基本的な処理フロー(災害廃棄物の場合)

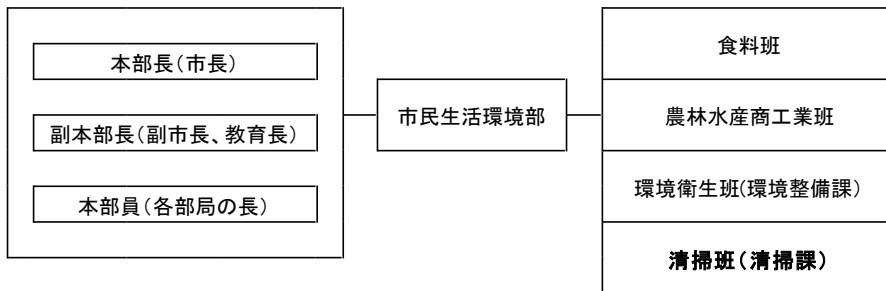


○組織体制

大規模災害が発生した直後は、泉南市防災計画に基づき災害対策本部が設置される。生活ごみ、遊蕩雑所ごみ及び災害廃棄物処理は、清掃班(清掃課)が担当する。し尿処理、仮設トイレの設置・管理は、環境衛生班(環境整備課)が担当する。

「泉南市災害対策本部組織図」

本 部 会 議



○処理目標期間

最長で3年以内に処理を完了させることを基本とし、処理目標期間を設定する。

内容	処理目標期間
災害がれきの撤去(道路上や生活地域のもの)	6カ月以内
災害ごみ(破損した粗大ごみ等)の収集	
災害ごみ(破損した粗大ごみ等)の処理	1年以内
一次仮置場への搬入完了	1年6カ月以内
(倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき)	
一次仮置場からの搬出完了(二次仮置場への搬入完了)	2年以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

○災害発災後の対応

業務名		3時間以内	24時間以内	72時間以内	2週間以内	1カ月以内
応急事務	災害廃棄物処理組織の立ち上げ業務	○	○			
	収集車、焼却場等の被災状況確認業務	○	○			
	仮置場の決定及び災害廃棄物受け入れ体制整備業務		○	○	○	○
	災害廃棄物の撤去及び収集運搬業務			○	○	○
	大阪府及び協定締結団体への応援要請業務				○	○
	災害廃棄物発生量及び処理可能量の推計業務				○	○
	ごみ、瓦礫の収集運搬業務・各種ごみの分別業務				○	○
通常事務	ごみの収集運搬業務				○	○
	不適正排出、資源ごみ抜き取りの指導及び啓発業務				○	○
	ごみの減量化・資源化推進業務				○	○

○協力・支援体制

本市のみによる対応が困難な場合は、国や大阪府からの広域的な支援を要請する。また、近隣自治体及び民間事業者等との協定に基づき、被害状況に応じ支援を要請する。

○市民等への啓発・広報

災害対策本部の本部班と連携し、防災行政無線、広報誌、チラシ、ポスター等の掲示、市ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、新聞等より複数活用し周知徹底を図る。

- ・災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法、家電リサイクル対象品の対応方法等）
- ・収集時間及び収集期間
- ・住民が持込みできる集積所（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ・仮置場の場所及び設置状況（市民持込みを受け入れる際は、分別と搬入方法等）
- ・ボランティア支援依頼窓口
- ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- ・損壊家屋等の解体撤去に係る申請手続き（公費解体の場合）

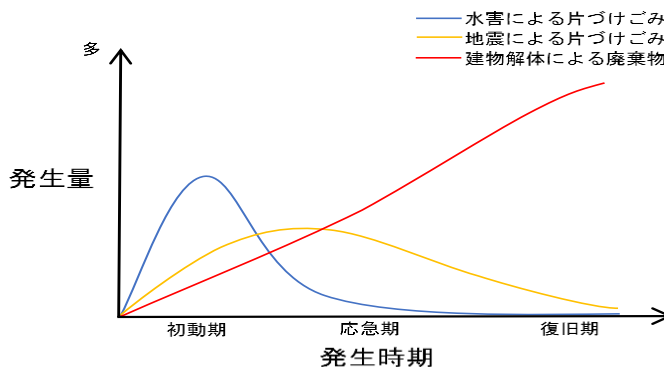
第3章 災害廃棄物対策 (本編P14～32)	第4章 災害ごみ対策 (本編P33～38)	第5章 取り扱いに注意を要する廃棄物等への対応 (本編P39～40)
---------------------------	--------------------------	---------------------------------------

○被災状況及び仮置場必要面積

災害区分	災害廃棄物 (災害がれき)	建物被害	片づけごみ (最大値)	仮置場 必要面積	平成30年度 家庭ごみ収集量
地震(南海トラフ)	81,000t	4,392棟	7,184t	23,371㎡	11,393t
水害	2,588t	206棟	545t	926㎡	

○地震(南海トラフ)…建物被害による災害がれきが大量に発生。

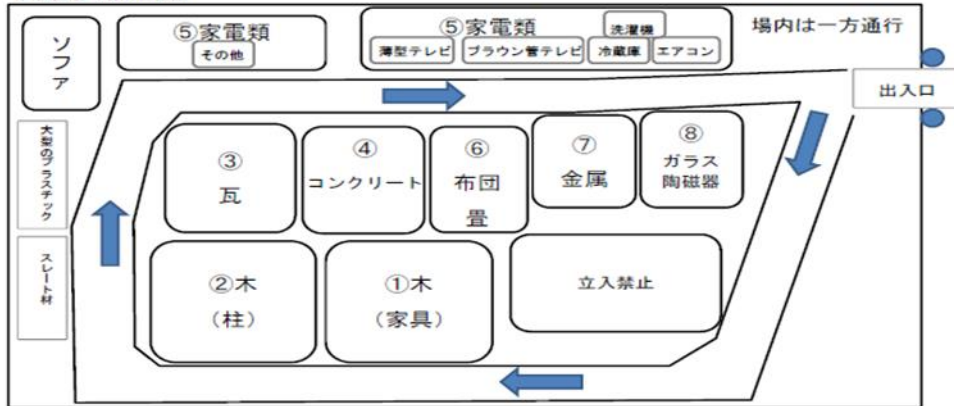
○水害…浸水の建物被害により、水分や土砂を含む片づけごみ(腐敗性廃棄物)が短期間に発生。



○仮置場

仮置場とは、災害廃棄物を集積・保管・処理するために一時的に設置される場所であり、一時仮置場と二次仮置場の二段階で検討する。配置場所は、仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、公共用地を中心として計画的に選定、確保する。

一次仮置場 場内配置図



注意！ ごみステーションで回収するゴミ※は受入れできません。
 ※ 燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、ビン・カン、蛍光灯、乾電池、新聞、段ボール、雑誌等、プラスチック製容器包装

○収集運搬体制

災害廃棄物の収集運搬は、平時の体制及び平時の収集ルートとするが、被災状況により変更を検討する。また、資源ごみは一時保管等の協力を呼びかけ、可燃物(腐敗性廃棄物)を優先して収集する。

第6章 し尿等の処理 (本編P41~42)

○基本方針

し尿等については、公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、発災直後から収集・処理を行うとともに、早期に通常の収集運搬・処理体制を回復させるよう努める。

○し尿等発生量

	避難者数(人)	し尿発生量(L/日)	避難所におけるし尿処理需要量(L/3日)
地震(南海トラフ)	3,826	6,504	19,513

○仮設トイレ等の設置及びし尿等の収集運搬

被災者や避難者の生活に支障が生じないよう、仮設トイレ等を設置する。設置の基準は、避難所の被災状況や避難者数(約50人で仮設トイレ1基)、水洗トイレの使用可否等から判断する。収集運搬については、平時の収集体制により対応するが、収集能力が不足する場合は、支援を要請する。

第7章 平成30年9月台風21号 (本篇P43~45)

○平時の備えと初動対応

- ・「収集日程カレンダー」、「ごみの分別の冊子」に災害ごみについて明記する。
- ・市内全域での収集ルートや分別区分の検討、仮置場の設置についての判断と運用方法等の検討
- ・災害ごみ処理実行計画を策定する。

○台風21号の経験による災害ごみ処理対策

- ・災害ごみ処理に関する組織内の情報共有を徹底し、市民からの問い合わせ等に対応する。
- ・平時から災害ごみの集積場所の確保及び災害の規模や種類に応じた収集体制の確立に努める。
- ・災害ごみ仮置き場の運用方法や処理期間については、被害状況の把握及び災害ごみ発生量の推計を行い検討する。
- ・他部局、関係機関と連携し、災害ボランティア活動等との協力体制の構築を検討する。
- ・環境省や大阪府の災害廃棄物の処理に関する研修会等に積極的に参加するなど、災害ごみの処理に関する情報やノウハウの蓄積に努める。